

はじめに

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景と目的

人口減少や少子高齢化等により、支援が必要な世帯や、様々な生活課題を抱える世帯、制度のはざまの問題や複合的な生活課題を抱える世帯が増えてきています。

このような中、国は地域共生社会の実現を目指し、住民と関係機関が協力して地域の生活課題の解決に取り組むことを推進しています。

本市においても、「地域福祉プラン2」(令和3年度～7年度)において、地域住民や多様な主体が参画し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる仕組みの構築に向けて取り組んできました。これまでの取り組みを基盤に、地域共生社会の実現に向け、誰もが人や資源と出会い、つながり続けることでその人らしく安心して暮らしていけるよう、取り組みをさらに進める必要があります。

(2) 計画のつくり

本計画は、市が定める地域福祉推進のための基盤や体制をつくる「地域福祉計画」と、茅ヶ崎市社会福祉協議会(以下、市社協)が定める住民の活動・行動のあり方を示す「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、行政や住民、地域福祉活動団体、事業所など地域に関わる人や資源の役割や協働を明確化することで、より実効性のある計画とします。

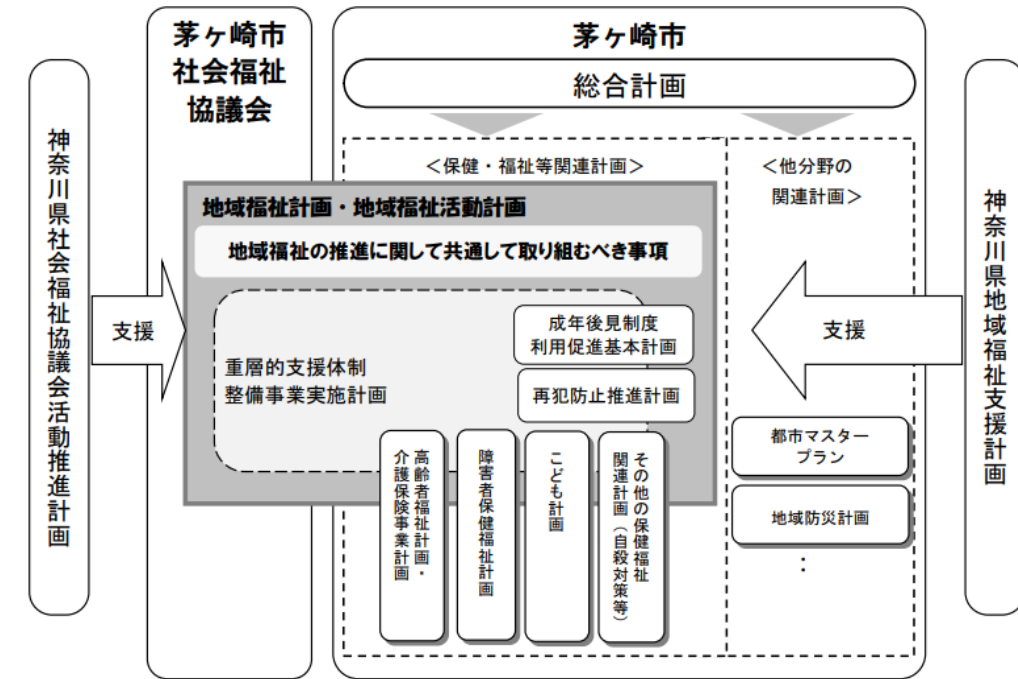
また、社会福祉法第106条の5第1項の規定に基づき、関係機関が連携し、多様なニーズに対応できる包括的な支援体制の構築に向けた「重層的支援体制整備事業実施計画」を一体的に策定します。

さらに、地域を基盤とする支援などをより円滑にするため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」と、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項の規定に基づく「再犯防止推進計画」を包含します。

「地域福祉計画」、「地域福祉活動計画」、「重層的支援体制整備事業実施計画」、「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止推進計画」を一体的に策定することにより、地域共生社会の実現に向けた取り組みを総合的に推進します。

2 計画の位置づけ

本計画は、茅ヶ崎市総合計画を上位計画として、地域の身近な住民同士の見守り支え合いから、専門機関による連携支援までの包括的な相談支援体制の構築について、重点的に取り組むため、本市の福祉の分野別計画が共通して取り組むべき事項を定める福祉分野の上位計画として位置付けます。



(注) 図中の「重層的支援体制整備事業実施計画」とは、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かしながら、複雑化・複合化した支援ニーズを地域全体で支え合う体制を構築し、すべての市民に対する重層的なセーフティネットの強化を図る事業を示した計画のことで、重層的支援体制整備事業実施計画の詳細は資料編に掲載します。

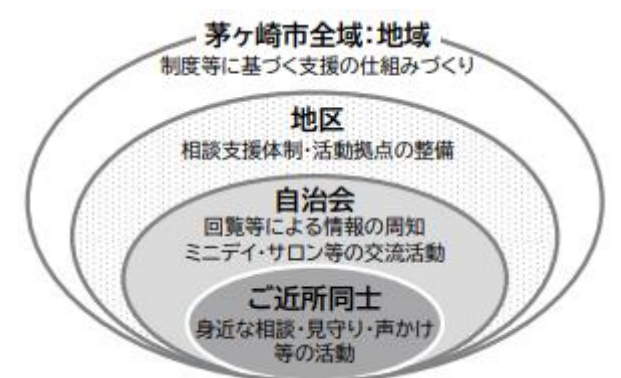
3 計画期間

市の総合計画の計画期間(令和3～12年度)の下半期にあたる「令和8年度から令和12年度まで」の5か年とし、総合計画との整合を図ります。

4 計画における地域の捉え方

地域: 「私たち市民が住んでいる地域」としてとらえ、区域を限定せずに、おおむね市域という広い範囲を対象に言い表すときに用います。

地区: 「私たち市民が住んでいる地域」のうち、まちから協議会等の圏域(13地区)における特定区域のことを対象に言い表すときに用いる。地区社協も同じ区域になっており、概ね中学校区程度の範囲である。



第一部(これまでやってきたこと)

1 前計画の取り組み

「一人ひとりを尊重し、共に見守り支え合い、心豊かに暮らせるまちをつくります」を基本理念に掲げ、3つの基本目標「つながる・活動する・支え合う」を目指し取り組んできました。

新型コロナウイルス感染症の拡大や自然災害の影響がある中でも、地域の様々な支援者、関係機関との連携強化に努め、地域力の強化やどのような相談も受け止める包括的な相談支援体制の強化に取り組んだこと、地域福祉活動の幅を広げてきたことや、担い手の確保を目的として、福祉以外の分野の団体からの参画も積極的に促しました。

「基本目標1 つながる」では、多様性の理解・啓発、居場所づくり、互いがつながる・受け止め合う関係づくりという3つの方向性のもと、福祉教育・出前講座の実施、地域活動の有効性の検討や関係機関との調整などによる居場所づくりの支援、多様性理解を深める研修や意見交換を行い地域における受け入れ体制の構築に取り組みました。

「基本目標2 活動する」では、地域の活動にかかる情報発信、できることを活かせる機会づくり、担い手の育成・支援という3つの方向性のもと、SNS等を活用した効果的な情報発信や、地域のニーズに応じた若者や福祉以外の団体等による地域活動、ボランティア等の地域福祉の担い手の楽しみにつながるような取り組みの横展開に取り組みました。

「基本目標3 支え合う」では、地域の課題に地域で取り組むことができる体制づくり、連携強化、相談支援体制の充実、権利擁護の促進という4つの方向性のもと、地区支援ネットワーク会議等の地域の課題を発掘・検討する体制づくりや、多様な機関との連携強化、福祉総合相談担当の創設、成年後見支援センターの開設などに取り組みました。

2 計画策定に向けた課題の整理

(1) 前計画の振り返りやアンケート等からみた総括

- ・アンケート結果
アンケート結果のまとめを掲載予定・・・・・・・・・・・・・・・・
 - ・ワークショップ結果
ワークショップ結果のまとめを掲載予定・・・・・・・・・・・・・・・・
 - ・総括
アンケート結果やワークショップ結果等を踏まえた総括を掲載予定・・・・・・・・・・・・・・・・
- ※「地域福祉プラン2」で設定している各指標に対する実績等は資料編へ掲載予定。

(2) 社会的な背景

国の動向（法改正等の動き）や、市の状況（人口や少子高齢化等の状況）などを掲載予定・・・・・・

(3) 地域福祉を推進するための視点

「地域福祉プラン2」で掲げた「一人ひとりを尊重し、共に見守り支え合い、心豊かに暮らせるまちをつくります」の基本理念は、5年間という期間で達成できるものではありません。

また、この基本理念に基づく3つの基本目標「つながる・活動する・支え合う」は各取り組みの趣旨や目的を端的に表したものとして、誰もがわかりやすく、地域福祉の推進を図る上で実態に則したものであるため、本計画では前計画の基本理念・基本目標を継承します。

第二部(これからみんなで取り組むこと)

1

計画の基本的な考え方

- (1) 基本理念
一人ひとりを尊重し、共に見守り支え合い、心豊かに暮らせるまちをつくります
- (2) 基本目標
基本目標1 つながる
地域に、様々な人と出会い、互いに尊重し合う関係が生まれる場をつくります。
基本目標2 活動する
それぞれの持ち味やできることを活かす機会をつくり、誰もが活躍できる地域づくりを進めます。
基本目標3 支え合う
誰もが安心して暮らせる地域になるよう、みんなで課題に取り組み、支え合う仕組みをつくります。

2

計画の展開（基本目標別の展開と重点的な取り組み）

基本目標	方向性	主な取り組み
1 つながる	◆多様性の理解・啓発	♥交流による相互理解の促進 ♥多様な形態の居場所づくり
	◆出会い・つながりの支援	
	◆つながり続ける工夫	
2 活動する	◆地域活動の活性化につながる情報発信	♥参加・活動したくなる情報を届ける工夫 ♥多様な主体ができることを活かせる機会の拡充 ・担い手の育成・支援
	◆地域とつながる人を増やす多様な参加の機会づくり	
3 支え合う	◆地域の課題に地域で取り組むことができる体制の拡充・強化	♥ネットワークの拡充・強化 ♥意思決定支援の強化 ⇒自分らしい暮らしを支える体制づくり ♥立ち直りの支援に向けた地域づくり ⇒福祉的な関りで立ち直りを支える体制づくり
	◆本人・世帯を中心とした相談支援体制の充実	
	◆地域で暮らし続けることを可能とする仕組みづくり	

上記の表にある基本目標別の取り組みの方向性や主な取り組みについては、それぞれの目標の目指す姿や、取り組みの概要を、挿絵なども用いながら、内容はわかりやすく、文章量はできるだけ少なく、本計画の冊子を手に取った地域住民等が読みやすいように掲載予定・・・・・・・・・・・・・・・・

3

自分らしい暮らしを支える体制づくり（第二期成年後見制度利用促進基本計画）

- (1) 成年後見制度の趣旨
成年後見制度は、判断能力が十分でない人の権利や財産を法的に守り、住み慣れた地域で本人が安心して暮らせるよう支援していく制度です。
- (2) これまでやってきたこと（前計画の振り返りと課題）
前計画では、「自分らしさを大切に！支えがあれば決められる！みんなで権利を守り暮らしを支える地域づくり」を目指す姿として取り組んできました。
課題としては、成年後見支援センターの役割が十分に浸透していないこと、成年後見制度が正しく理解されていないこと、成年後見制度の利用にあたり本人の意向が十分に確認できていないこと、後見人等の選任後にチーム支援を十分にできていないこと、市民後見人バンク登録者は増えているものの受任に結びついていないこと、将来の備えとして任意後見制度を検討する市民がいるものの支援体制が整っていないことが挙げられます。
- (3) 施策の方向性（目指す姿）
上記を踏まえ、「自分らしい暮らしを支える体制づくり」を、第二期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画の方針として掲げ、成年後見制度の利用促進だけでなく、判断能力が十分でない方の権利擁護支援に取り組みます。
- (4) 主な取り組み
 - ① 制度の理解促進と適正な運用
支援者に成年後見制度の正しい理解を促し権利擁護意識を高めます。また、判断能力が不十分な本人の権利を守るため、アウトリーチ機能の強化、市長申立てなどの利用体制の整備、本人の支援チームの構築など、円滑な支援体制を整備します。
 - ② 地域連携ネットワークの機能強化
成年後見支援センターを中心に本人を支援する体制を充実し、中核機関の役割を明確にします。また、支援者間で顔の見える関係を築き、適切な連携を図ります。法人後見人との連携ネットワークを整備し、判断能力に不安を抱える人には任意後見制度を入口に地域と連携した見守り体制を構築します。
 - ③ 意思決定支援の強化
本人を支える親族や支援機関に対して、意思決定支援の必要性を浸透させるとともに、支援チームとして本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な支援を行える体制づくりに取り組みます。
 - ④ 担い手の確保及び育成・支援
市民後見人を養成し、活動しやすい仕組みを整えるとともに、定期報告支援などの機会を通じて親族後見人支援の充実を図ります。

(1) 再犯防止推進計画策定の背景

刑事施設や少年院から地域社会に戻る人々の多くは、事件を反省し健全な生活を築こうとします。しかし、出所後に再び犯罪や非行をする人も少なくなく、近年、刑法犯の約半数が再犯者となっているため、再犯防止が大きな課題となっています。

このため、再犯防止に関する施策の総合的な推進を図るために、再犯の防止等の推進に関する法律が施行され、地方は国と連携して再犯防止に取り組むよう地方再犯防止推進計画の策定が位置付けられました。

(2) 再犯の背景

再犯の背景には様々な要因が複雑に絡み合っていますが、以下のような統計があり、再犯を防止するためには福祉的な支援につなぐことが重要であるといえます。



(参考) 茅ヶ崎市の状況 (R4): 刑法犯の再犯率 46.1%、窃盗犯が半数以上、犯行時無職が4割以上

(3) 地域福祉プランと一体的に策定する意義

住居・就労の確保の支援、保健医療・福祉サービスの利用促進のための支援や、再犯防止に関する地域の理解促進、保護司会など地域の民間ボランティア団体等との連携づくりなどを推進していくことが再犯を防ぐために必要です。そのため、地域福祉プランと一体的に策定することとします。

(4) 取り組みの方向性

福祉的な関りで地域社会での立ち直りを支える体制づくり

(5) 主な取り組み

① 関係機関・団体の支援、連携の推進

保護司会などのボランティアが円滑に活動できるよう、必要な情報を提供します。また、福祉的な課題を抱える者を適切なサービスにつなげるよう、相談支援や関係機関との地域づくりを進めます。

② 福祉的な課題を抱える犯罪をした人の自立支援

帰住先がないことや定職に就けない人へ、適切な福祉サービスを提供し自立を支援します。

③ 地域における理解の促進や関心を醸成するための周知啓発活動

再犯防止の取り組みについて、広く住民の理解を得るため、地域団体の協力を得ながら「社会を明るくする運動」などの取り組みを通して広報・啓発活動を進めます。

本計画は、社会環境や経済情勢の変化、制度改正、多様化する生活ニーズに応じて、効果的に推進する必要があります。計画の進行管理には、茅ヶ崎市地域福祉推進委員会や地域福祉活動計画推進委員会が関与し、進捗状況の把握や評価を行います。また、社会環境や法改正があれば、計画の見直しも行います。両委員会は合同開催等を通じて連携・調整し、積極的に計画の推進を図ります。

資料編

- 1 根拠法令等
- 2 計画策定の体制及び経過
- 3 地域福祉プラン2の計画指標に関する資料
- 4 地域福祉に関連する統計データ
- 5 重層的支援体制整備事業に関する資料
- 6 成年後見制度に関する資料
- 7 再犯防止の取り組みに関する資料
- 8 地域福祉推進のためのアンケート調査
- 9 計画策定にかかる意見交換会
- 10 パブリックコメントの実施結果